

平成 25 年 3 月

# 盛岡市議会定例会議案

# 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	平成25年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 2 号	平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	12
議案第 3 号	平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	17
議案第 4 号	平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	21
議案第 5 号	平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	25
議案第 6 号	平成25年度盛岡市介護保険費特別会計予算	30
議案第 7 号	平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	35
議案第 8 号	平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	38
議案第 9 号	平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	41
議案第 10 号	平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	44
議案第 11 号	平成25年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算	47
議案第 12 号	平成25年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号	平成25年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	平成25年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 15 号	盛岡市総合計画条例について	50
議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	52
議案第 17 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	53
議案第 18 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	55
議案第 19 号	盛岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例について	57
議案第 20 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	58
議案第 21 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	59
議案第 22 号	盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する条例について	73
議案第 23 号	盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例について	74
議案第 24 号	盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	77
議案第 25 号	盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について	79
議案第 26 号	盛岡市地域交流活性化センター条例について	80
議案第 27 号	盛岡市障害者自立支援条例の一部を改正する条例について	85
議案第 28 号	盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を改正する条例について	86
議案第 29 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について	87
議案第 30 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	88
議案第 31 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	89

議案第 32 号	盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について……………	90
議案第 33 号	盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例について……………	93
議案第 34 号	盛岡市石川啄木記念館条例について……………	95
議案第 35 号	盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について……………	100
議案第 36 号	新庄・浅岸边地総合整備計画について……………	103
議案第 37 号	築川・川目辺地総合整備計画について……………	104
議案第 38 号	乙部・大ヶ生辺地総合整備計画について……………	105
議案第 39 号	藪川辺地総合整備計画の変更について……………	106
議案第 40 号	財産の譲与について……………	107
議案第 41 号	包括外部監査契約の締結について……………	108

議案第 1 号

平成25年度盛岡市一般会計予算

平成25年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,347,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 40,069,803
	1 市民税	19,240,465
	2 固定資産税	16,074,740
	3 軽自動車税	433,815
	4 市たばこ税	2,219,710
	5 入湯税	58,430
	6 都市計画税	2,042,643
2 地方譲与税		905,944
	1 地方揮発油譲与税	268,099
2 自動車重量譲与税		637,845
3 利子割交付金		79,959
	1 利子割交付金	79,959
4 配当割交付金		39,246
	1 配当割交付金	39,246
5 株式等譲渡所得割交付金		4,456
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,456
6 地方消費税交付金		3,120,411
	1 地方消費税交付金	3,120,411
7 ゴルフ場利用税交付金		25,527

款	項	金額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	25,527
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		185,063
	1 自動車取得税交付金	185,063
10 地方特例交付金		112,927
	1 地方特例交付金	112,927
11 地方交付税		18,374,888
	1 地方交付税	18,374,888
12 交通安全対策特別交付金		80,613
	1 交通安全対策特別交付金	80,613
13 分担金及び負担金		1,374,078
	1 負担金	1,374,078
14 使用料及び手数料		1,695,599
	1 使用料	1,162,695
	2 手数料	478,923
	3 証紙収入	53,981
15 国庫支出金		17,551,032
	1 国庫負担金	13,464,676

款	項	金額
		千円
	2 国庫補助金	4,000,146
	3 委託金	86,210
16 県支出金		5,478,509
	1 県負担金	2,575,439
	2 県補助金	2,443,911
	3 委託金	459,159
17 財産収入		340,775
	1 財産運用収入	127,708
	2 財産売却収入	213,067
18 寄附金		2,301
	1 寄附金	2,301
19 繰入金		839,415
	1 特別会計繰入金	12,337
	2 基金繰入金	827,078
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,734,552
	1 延滞金, 加算金及び過料	127,125
	2 市預金利子	10,250

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	千円 429,713
	4 受託事業収入	96,092
	5 雑入	1,071,372
22 市債		11,331,900
	1 市債	11,331,900
歳 入 合 計		103,347,000



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 711,346
	1 議会費	711,346
2 総務費		10,554,882
	1 総務管理費	8,648,260
	2 徴税費	1,170,162
	3 戸籍住民基本台帳費	478,570
	4 選挙費	125,874
	5 統計調査費	48,627
	6 監査委員費	83,389
3 民生費		38,328,713
	1 社会福祉費	14,646,812
	2 児童福祉費	15,020,744
	3 生活保護費	8,661,157
4 衛生費		8,200,198
	1 保健衛生費	1,854,837
	2 清掃費	3,700,791
	3 保健所費	2,644,570
5 労働費		432,697
	1 労働諸費	432,697

款	項	金額
6 農林費		千円 2,556,837
	1 農業費	2,222,596
	2 林業費	334,241
7 商工費		1,826,401
	1 商工費	1,826,401
8 土木費		14,953,924
	1 土木管理費	219,844
	2 道路橋りょう費	3,747,771
	3 河川費	472,301
	4 都市計画費	9,271,525
	5 住宅費	1,242,483
9 消防費		3,775,968
	1 消防費	3,775,968
10 教育費		7,604,377
	1 教育総務費	757,827
	2 小学校費	2,314,092
	3 中学校費	1,394,806
	4 高等学校費	700,359
	5 幼稚園費	432,544

款	項	金額
	6 社会教育費	1,819,094
	7 保健体育費	185,655
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		14,351,656
	1 公債費	14,351,656
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		103,347,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給 についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成45年度	年 0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給 についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成34年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
盛岡市立生出児童館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成29年度	4,950万円に物価変動による増減額を加算した額
盛岡市立巻堀児童館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成29年度	8,179万円に物価変動による増減額を加算した額
盛岡市立日戸児童館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成29年度	5,379万円に物価変動による増減額を加算した額
盛岡市立好摩児童館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成29年度	7,563万円に物価変動による増減額を加算した額
盛岡市立洪民児童館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成29年度	7,509万円に物価変動による増減額を加算した額
盛岡市産業支援センターの管理運営に 必要とする経費についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成27年度	4,875万円に物価変動による増減額を加算した額
盛岡市新事業創出支援センターの管理 運営に必要とする経費についての債務 負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成29年度	3,750万円に物価変動による増減額を加算した額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	5,828,800	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成25年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
庁舎等耐震補強事業債	28,100			
コミュニティ施設建設事業債	208,600			
裁川地区デジタル共同受信施設整備補助事業債	500			
国民体育大会開催施設整備事業債	21,300			
つなぎ地区国民体育大会関連施設整備事業債	212,300			
通年型スケートリンク整備事業債	58,300			
社会福祉施設整備事業債	210,000			
(仮称)土淵児童センター整備事業債	82,000			
上水道安全対策事業出資債	30,000			
旧盛岡競馬場跡地整備事業債	74,000			
清掃運搬施設整備事業債	5,900			
農村整備事業債	47,900			
林道整備事業債	4,600			
農村交流センター整備事業債	77,000			
公有林整備事業債	33,700			
鉤屋町歴史的建造物等活用事業債	302,600			
地方道路等整備事業債	2,380,200			
道路整備事業債	261,900			
都市再生整備計画事業債	67,300			
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	14,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊 対策事業債	4,500			
河川整備事業債	125,500			
公園整備事業債	293,100			
土地区画整理事業債	5,900			
公営住宅建設事業債	332,200			
主要バス停整備事業債	1,300			
消防施設整備事業債	52,100			
土淵小・中一貫教育導入 施設整備事業債	18,800			
耐震補強事業債	439,700			
向中野小学校 施設整備事業債	8,600			
巻堀中学校 施設整備事業債	47,600			
スクールバス 更新事業債	3,800			
志波城跡保存 整備事業債	37,700			
盛岡南新都市 整備事業債	11,700			
計	11,331,900			

議案第 2 号

平成25年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成25年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,871千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすること

ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 2,760
	1 分担金	2,760
2 使用料及び手数料		4,572
	1 使用料	4,571
	2 手数料	1
3 国庫支出金		4,124
	1 国庫補助金	4,124
4 繰入金		1,663
	1 一般会計繰入金	1,663
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		351
	1 延滞金	1
	2 雑入	350
7 市債		17,400
	1 市債	17,400
歳入	合計	30,871



歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽整備費		千円 24,634
	1 公設浄化槽整備費	24,634
2 公設浄化槽管理費		5,439
	1 公設浄化槽管理費	5,439
3 公債費		798
	1 公債費	798
歳 出 合 計		30,871

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公設浄化槽排水設備普及資金借受者に 対する利子補給についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成31年度	公設浄化槽排水設備普及資金融資額に 対する年利10%以内の利子補給額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設浄化槽事業債	17,400	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成25年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	17,400			

議案第 3 号

平成25年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成25年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 534,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 30
	1 分担金	30
2 使用料及び手数料		70,237
	1 使用料	70,187
	2 手数料	50
3 繰入金		453,205
	1 一般会計繰入金	453,205
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		11,133
	1 延滞金	1
	2 雑入	11,132
歳 入	合 計	534,606

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 16,078
	1 農業集落排水整備費	16,078
2 農業集落排水施設管理費		88,461
	1 農業集落排水施設管理費	88,461
3 公債費		430,067
	1 公債費	430,067
歳 出 合 計		534,606

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成25年度分)	自 平成25年度 至 平成31年度	排水設備普及資金融資額に対する年利10%以内の利子補給額

議案第 4 号

平成25年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成25年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,897千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 25,050
	1 一般会計繰入金	25,050
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		60,319
	1 貸付金元利収入	59,086
	2 雑入	1,233
4 市債		29,527
	1 市債	29,527
歳 入 合 計		114,897

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		千円 114,897
	1 貸付費	103,353
	2 貸付事務費	11,544
歳 出 合 計		114,897

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付事業	29,527	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成25年度	無利子	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129 号)第37条第2項,第 4項及び第6項に定め るところにより償還す る。
計	29,527			

議案第 5 号

平成25年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成25年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,306,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,563,370
	1 国民健康保険税	5,563,370
2 使用料及び手数料		3,802
	1 手数料	3,800
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		7,262,704
	1 国庫負担金	4,959,831
	2 国庫補助金	2,302,873
4 療養給付費交付金		1,691,614
	1 療養給付費交付金	1,691,614
5 前期高齢者交付金		7,051,566
	1 前期高齢者交付金	7,051,566
6 県支出金		1,428,578
	1 県負担金	190,873
	2 県補助金	1,237,705
7 共同事業交付金		3,301,085
	1 共同事業交付金	3,301,085
8 財産収入		5
	1 財産運用収入	5

款	項	金額
9 繰入金		千円 1,922,383
	1 一般会計繰入金	1,922,382
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		81,432
	1 延滞金, 加算金及び過料	47,560
	2 雑入	33,872
歳入合計		28,306,541

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 422,809
	1 総務管理費	229,731
	2 徴税費	192,375
	3 運営協議会費	703
2 保険給付費		19,231,450
	1 療養諸費	16,995,857
	2 高額療養費	2,095,861
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	126,060
	5 葬祭諸費	11,670
	6 医療費助成費	2,000
3 後期高齢者支援金		3,527,751
	1 後期高齢者支援金	3,527,751
4 前期高齢者納付金		2,256
	1 前期高齢者納付金	2,256
5 老人保健拠出金		159
	1 老人保健拠出金	159
6 介護納付金		1,530,597
	1 介護納付金	1,530,597

款	項	金額
7 共同事業拠出金		千円 3,312,856
	1 共同事業拠出金	3,312,856
8 保健事業費		239,591
	1 保健事業費	239,591
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		28,071
	1 償還金及び還付加算金	28,071
11 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出 合 計		28,306,541



議案第 6 号

平成25年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成25年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,245,630千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 4,043,597
	1 介護保険料	4,043,597
2 使用料及び手数料		572
	1 手数料	571
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		4,712,631
	1 国庫負担金	3,571,112
	2 国庫補助金	1,141,513
	3 委託金	6
4 支払基金交付金		5,706,927
	1 支払基金交付金	5,706,927
5 県支出金		2,845,039
	1 県負担金	2,793,220
	2 県補助金	51,819
6 財産収入		54
	1 財産運用収入	54
7 繰入金		2,936,091
	1 一般会計繰入金	2,859,061
	2 基金繰入金	77,030

款	項	金額
8 繰越金		千円 5
	1 繰越金	5
9 諸収入		714
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	713
歳 入 合 計		20,245,630

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 360,217
	1 総務管理費	201,627
	2 徴収費	29,069
	3 介護認定審査会費	128,201
	4 趣旨普及費	1,320
2 保険給付費		19,582,558
	1 介護サービス等諸費	17,835,175
	2 介護予防サービス等諸費	583,948
	3 その他諸費	28,321
	4 高額介護サービス等費	348,390
	5 高額医療合算介護サービス等費	35,680
	6 特定入所者介護サービス等費	751,044
3 地域支援事業費		298,295
	1 介護予防事業費	96,994
	2 包括的支援事業・任意事業費	201,301
4 基金積立金		54
	1 基金積立金	54
5 諸支出金		3,506
	1 償還金及び還付加算金	3,506

款	項	金額
6 予備費		千円 1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		20,245,630

議案第 7 号

平成25年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成25年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,533,104千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,230,760
	1 後期高齢者医療保険料	2,230,760
2 使用料及び手数料		444
	1 手数料	444
3 繰入金		295,885
	1 一般会計繰入金	295,885
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,014
	1 延滞金, 加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	6,010
	3 雑入	2
歳 入 合 計		2,533,104

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 31,568
	1 総務管理費	3,216
	2 徴収費	28,352
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,494,526
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,494,526
3 諸支出金		6,010
	1 償還金及び還付加算金	6,010
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,533,104



議案第 8 号

平成25年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成25年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,559,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 659,616
	1 使用料	659,615
	2 手数料	1
2 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
3 繰入金		722,664
	1 一般会計繰入金	712,664
	2 基金繰入金	10,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		176,734
	1 雑入	176,734
歳入	合計	1,559,017

歳 出

款	項	金 額
1 市場総務費		千円 509,833
	1 市場管理費	509,833
2 公債費		1,048,684
	1 公債費	1,048,684
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,559,017

議案第 9 号

平成25年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成25年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 15,862
	1 財産運用収入	14,180
	2 財産売却収入	1,682
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		95,643
	1 貸付金元利収入	95,643
歳入	合計	111,506

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 14,181
	1 管理事務費	14,181
2 公債費		97,325
	1 公債費	97,325
歳 出 合 計		111,506

議案第 10 号

平成25年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成25年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売払収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		2,677



歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677

議案第 11 号

平成25年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成25年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		704

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳 出 合 計		704

議案第 15 号

盛岡市総合計画条例について

盛岡市総合計画条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となる基本構想及び実施計画をいう。
- (2) 基本構想 長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものをいう。
- (4) まちづくり 住民福祉の向上を目指す一連の活動をいう。

(策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営の基本を確立するため、総合計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本構想を策定しようとするときは、市民の参画を促進するため必要な措置を講ずるとともに、盛岡市総合計画審議会の意見を聴かなければならない。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定するときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。基本構想を変更するときも、同様とする。

(公表)

第5条 市長は、総合計画を策定したときは、これを公表しなければならない。総合計画を変更したときも、同様とする。

(総合計画に即した市政の運営)

第6条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図らなければならない。

- 2 市長は、総合計画の実施の状況について、定期的に公表しなければならない。

(市政の各分野における計画との関係)

第7条 市政の各分野における計画は、総合計画との整合を図ったものとする。

(審議会)

第8条 この条例によりその権限に属せられた事項その他総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 盛岡市総合計画審議会条例(昭和58年条例第21号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の盛岡市総合計画審議会条例第1条の規定による盛岡市総合計画審議会の委員である者は、第8条の規定による盛岡市総合計画審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成25年8月17日までとする。

提案理由

総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって住民福祉の向上を図ろうとするものである。

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について  
盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,477人」を「1,461人」に、「106人」を「105人」に、「215人」を「204人」に、「70人」を「72人」に、「263人」を「255人」に、「58人」を「57人」に、「8人」を「7人」に、「13人」を「12人」に、「2,338人」を「2,302人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について  
盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例  
(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び災害派遣手当」を「、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

「第8章の3 災害派遣手当」を「第8章の3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第8章の4中第33条の7の2を第33条の7の4とし、第8章の3中第33条の7の次に次の2条を加える。

第33条の7の2 武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前条第2項の規定は、武力攻撃災害等派遣手当の額について準用する。

第33条の7の3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 第33条の7第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額について準用する。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害派遣手当」の次に「、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第13条の2の次に次の2条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第13条の3 武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)



第13条の4 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害派遣手当」の次に「、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第19条の2 武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第19条の3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について  
盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員の退職手当に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第5条又は第6条」を「第4条から第6条まで」に改め、「20年以上」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第11項」とする。

附則第12項中「第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第4条第1項」に、「36年」を「36年以上42年以下」に、「同条」を「同項」に、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成15年条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「44年」を「42年」に改める。

(盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者であっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例附則第11項（同条例附則第13項及び第2条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第3項においてその例による場合を含む。）及び第12項の規定の適用については、同条例附則第11項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第3条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

### 提案理由

国及び県の例に準じ、職員の退職手当の額を改定しようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例について  
盛岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(調査等の対象となる法人)

第2条 令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

2 令第152条第4項第2号に規定する条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
 盛岡市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
 盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、

アーチ	車道を横断
	その他のも

するもの の	1基につき1月	2,000
		1,000

を

アーチ	車道を横
	その他の
政令第7条第2号に掲げる工作物	

断するもの もの	1基につき1月	2,000
		1,000
	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000

に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「

第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

国及び県の例に準じ、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る道路占用料の額を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の項中「同法第87条の 2 の建築設備（以下「建築設備」という）」を「建築設備（同法第87条の 2 の建築設備をいう。以下この項及び 9 の項から11の項までにおいて同じ）」に改め、同表 9 の項の右欄(3) 中「工作物の築造」を「工作物（建築基準法第88条第 1 項及び第 2 項の政令で定めるものをいう。以下この項及び11の項において同じ。）の築造」に改め、同表40の 3 の項中「建築設備の」を「建築設備（建築基準法第87条の 2 の建築設備をいう。以下この項及び40の 4 の項において同じ。）の」に改め、同表65の12の項中「以下「」を「以下この項において「」に、「建築設備」を「建築設備（建築基準法第87条の 2 の建築設備をいう。65の13の項において同じ。））」に、「建築基準法第88条第 1 項」を「同法第88条第 1 項」に改め、同表65の13の項の次に次のように加える。

65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第 3 項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 8の項の右欄 1 に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄 1 に定める額（申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第 2 号又は第 3 号に定める基準（同条第 2 号イ又は第 3 号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第 2 号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第 3 号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の15の項において同じ。）に適合するかどうかを審査
--	-------------------------------	---

するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積（構造計算が行われた部分に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額）

ア 1,000平方メートル以内のもの  
197,000円（再計算（建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの（構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。）をいう。以下この項において同じ。）による場合にあつては、144,000円）

イ 1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のもの  
259,000円（再計算による場合にあつては、175,000円）

ウ 2,000平方メートルを超え  
10,000平方メートル以内のもの  
295,000円（再計算による場合にあつては、192,000円）

エ 10,000平方メートルを超え  
50,000平方メートル以内のもの  
388,000円（再計算による場合にあつては、238,000円）

オ 50,000平方メートルを超えるもの  
701,000円（再計算による場合にあつては、394,000円）

(2) 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の15の項にお

		いて同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の15の項において同じ。)に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額
65の15 都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画の変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定適合性審査手数料	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分(65の14の項の右欄(1)アからオまでに掲げる区分をいう。)に応じ、それぞれ同欄(1)アからオまでに定める額を加算した額) (2) 建築設備及び工作物に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しない



ものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅,長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル以内のもの 35,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては, 5,000円)

(イ) 床面積の合計が 200平方メートルを超え 400平方メートル以内のもの 69,000円(適合証の提出がある場合にあつては, 10,000円)

(ウ) 床面積の合計が 400平方メートルを超え 800平方メートル以内のもの 97,000円(適合証の提出がある場合にあつては, 16,000円)

(エ) 床面積の合計が 800平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 136,000円(適合

証の提出がある場合にあつては、27,000円)

(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 194,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、45,000円)

(カ) 床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 278,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、80,000円)

(キ) 床面積の合計が8,000平方メートルを超え16,000平方メートル以内のもの 376,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、126,000円)

(ク) 床面積の合計が16,000平方メートルを超え24,000平方メートル以内のもの 492,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、158,000円)

(ケ) 床面積の合計が24,000平方メートルを超えるもの 578,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、169,000円)

イ 共同住宅等の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) (1) ア(ア) から(ケ) までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分 (建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号) 第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この

項及び65の17の項において同じ。)の床面積((1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 109,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 10,000円)

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 178,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 27,000円)

(ロ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 277,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 80,000円)

(ハ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 355,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 126,000円)

(ニ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 424,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 158,000円)

(ホ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 494,000円 (適合証の提出がある場合にあつては, 198,000円)

ウ 人の居住の用に供する部分を有

しない建築物（エに掲げる建築物を除く。）

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 238,000円（適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 379,000円（適合証の提出がある場合にあつては、27,000円）

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 539,000円（適合証の提出がある場合にあつては、80,000円）

(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 661,000円（適合証の提出がある場合にあつては、126,000円）

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 778,000円（適合証の提出がある場合にあつては、158,000円）

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 888,000円（適合証の提出がある場合にあつては、198,000円）

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類

する用途に供する建築物として市長が認める建築物

(7) 床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 109,000円（適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）

(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 178,000円（適合証の提出がある場合にあつては、27,000円）

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 277,000円（適合証の提出がある場合にあつては、80,000円）

(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 355,000円（適合証の提出がある場合にあつては、126,000円）

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 424,000円（適合証の提出がある場合にあつては、158,000円）

(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 494,000円（適合証の提出がある場合にあつては、198,000円）

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）

(1) ア(ア) から(ケ) まで及び(1) イ(ア) から(カ) までに定める額を合算した額に、(1) ウ(ア) から(カ) まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)である場合にあっては、(1) エ(ア) から(カ) までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1) ウ(ア) から(カ) まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1) エ(ア) から(カ) まで)に定める額を加算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額(申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ

に規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)に適合するかどうかを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算1件につき、次に掲げる申請又は通知に係る床面積(構造計算が行われた部分に限る。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

- (ア) 1,000平方メートル以内のもの  
の 197,000円(再計算(建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。)をいう。以下この項において同じ。)による場合にあつては、144,000円)
- (イ) 1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のもの  
259,000円(再計算による場合にあつては、175,000円)
- (ウ) 2,000平方メートルを超え  
10,000平方メートル以内のもの  
295,000円(再計算による場合にあつては、192,000円)
- (エ) 10,000平方メートルを超え

		<p>50,000平方メートル以内のもの 388,000円（再計算による場合にあっては、238,000円）</p> <p>(オ) 50,000平方メートルを超えるもの 701,000円（再計算による場合にあっては、394,000円）</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
<p>65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計（8の項の右欄1の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（変更</p>



認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄(1) ア(ア) から(ケ) まで及び同欄(1) イ(ア) から(カ) までに定める床面積の合計(8の項の右欄1の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) ア(ア) から(ケ) まで及び同欄(1) イ(ア) から(カ) までに定める額を合算した額

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。) 65の16の項の右欄(1) ウ(ア) から(カ) までに定める床面積の合計(8の項の右欄1の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) ウ(ア) から(カ) までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄(1) エ(ア) から(カ) までに定める床面積の合計(8の項の右欄1の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) エ(ア) から(カ) までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)

65の16の項の右欄(1) ア(ア) から(ケ) まで、同欄(1) イ(ア) から(カ) まで及び同欄(1) ウ(ア) から(カ) まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄(1) エ(ア) から(カ) まで）に定める床面積の合計（8の項の右欄1の規定により算定した面積）（65の16の項の右欄(1) ウ(ア) から(カ) までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計（8の項の右欄1の規定により算定した面積））の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄(1) ア(ア) から(ケ) まで、同欄(1) イ(ア) から(カ) まで及び同欄(1) ウ(ア) から(カ) まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄(1) エ(ア) から(カ) まで）に定める額を合算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 8の項の右欄1に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項の右欄1に定める額（申請又は通知に係る建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうか

		<p>かを審査するものであるときは、当該基準に従った構造計算 1 件につき、床面積（構造計算が行われた部分に限る。）の合計の区分（65の16の項の右欄(2) ア(ア) から(オ) までに掲げる区分をいう。）に応じ、それぞれ同欄(2) ア(ア) から(オ) までに定める額を加算した額)</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項又は9の2の項の右欄に定める額</p>
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に伴い、集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料等を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する条例について

盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市高齢者福祉基金条例を廃止する条例

盛岡市高齢者福祉基金条例（平成3年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

高齢者福祉基金を廃止しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例について

盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市盛岡駅西口多目的広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、盛岡駅西口多目的広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 盛岡駅西口において多様な目的に応じた催しの場を提供することにより、市街地の活性化を図るとともに、市民の交流を促進する施設として、盛岡駅西口多目的広場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡駅西口多目的広場	盛岡市盛岡駅西通二丁目20番1号

(使用時間)

第3条 次条第1項の許可を受けた場合における盛岡駅西口多目的広場（以下「広場」という。）の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(広場の使用)

第4条 広場を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上適当でないとき。

3 市長は、広場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、広場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第6条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) みだりに騒音を発すること。
- (6) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (7) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (8) 許可を受けないで火気を使用すること。
- (9) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(使用料)

第7条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により広場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	1時間までごとに	1日までごとに
----	----------	---------

広場の全部使用		2,000円	20,000円
広場の一部使用	園路広場	1,000円	10,000円
	芝生広場	900円	9,000円
	階段広場	400円	4,000円

備考

- 1 「広場の全部使用」とは、園路広場、芝生広場及び階段広場の全てを使用する場合をいう。
- 2 「1日」とは、午前零時から午後12時までの間に10時間を超えて使用する場合をいう。
- 3 水道設備を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に、1時間までごとに100円又は1日までごとに1,000円を加算した額とする。

提案理由

盛岡駅西口多目的広場を設置しようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について  
盛岡市自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

盛岡市自転車等駐車場条例（昭和58年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、第11条及び第12条」を「及び第16条」に改める。

第9条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条を次のように改める。

（自転車等の放置に対する措置）

第11条 市長は、駐車場の使用の期間（定期駐車券による使用の期間及び規則で定めるところによりあらかじめ長期の駐車の申出のあつた使用の期間を除く。）が引き続き2週間を超えた自転車等の利用者又は所有者に対し、第7条の規定に基づき当該自転車等の撤去を命じた場合において、当該利用者又は所有者が2週間以上で規則で定める期間を経過してもなお自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第19条を第23条とする。

第18条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条を第22条とする。

第17条を第21条とし、第12条から第16条までを4条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の4条を加える。

（撤去した自転車等の保管）

第12条 市長は、前条の規定に基づき自転車等を撤去したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を撤去した日の翌日から起算して6月以上保管しなければならない。

（保管した自転車等の処分）

第13条 市長は、前条の規定により自転車等を保管してもなお当該自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の形状その他の要素を勘案して当該自転車等の処分をすることができる。

（保管した自転車等の返還）

第14条 市長は、第12条の規定により自転車等を保管する期間内に当該自転車等の所有者が判明したときは、当該保管した自転車等を返還しなければならない。

（費用の徴収）

第15条 市長は、第11条の規定に基づき自転車等を撤去し、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、別表第2に定める手数料を当該自転車等の返還を受けようとする



者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第15条関係）

自転車等の区分	返還を受ける日	金額
自転車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	1,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	2,500円
原動機付自転車及び小型自動二輪車（1台につき）	撤去した日から起算して6日目まで	2,500円
	撤去した日から起算して7日目以降	3,500円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

自転車等駐車場に長期にわたり放置された自転車等について、撤去、保管、処分及び返還のための手続並びに撤去及び保管に係る手数料を定めようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について  
盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例  
盛岡市コミュニティ防災センター条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表に次のように加える。

飯岡地区コミュニティ消防センター	盛岡市下飯岡14地割 256番地
------------------	------------------

別表に次のように加える。

飯岡地区コミュニティ 消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
----------------------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

提案理由

飯岡地区コミュニティ消防センターを設置しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市地域交流活性化センター条例について

盛岡市地域交流活性化センター条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域交流活性化センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域交流活性化センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域の住民の交流を促進することにより、地域の活性化を図るための施設として、地域交流活性化センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
湯沢地域交流活性化センター	盛岡市湯沢西三丁目15番地 850

(開館時間)

第3条 地域交流活性化センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月30日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(センターの使用)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

（禁止行為）

第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

（使用料）

第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- (1) 私的な催し等に使用するとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。
- (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。

2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

（使用料の減免）

第9条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認められたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）は、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 センターの管理について、法第 244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第14条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第 244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第15条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第16条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第17条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 管理経費の収支状況

(4) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第13条及び第14条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。

2 暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割（第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分）に相当する額を暖房料として徴収する。

提案理由

地域交流活性化センターを設置しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市障害者自立支援条例の一部を改正する条例について  
盛岡市障害者自立支援条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市障害者自立支援条例の一部を改正する条例  
盛岡市障害者自立支援条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例  
第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

提案理由

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）の改正に伴い、題名を改めるとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。



議案第 28 号

盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市少年補導施設に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市少年補導施設に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「盛岡市若園町2番18号」を「盛岡市肴町2番29号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

少年センターの位置を変更しようとするものである。

議案第 29 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市改良住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山三丁目アパート4号館の項，市営青山三丁目アパート5号館の項及び市営青山三丁目アパート6号館の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い，市営青山三丁目アパート4号館，市営青山三丁目アパート5号館及び市営青山三丁目アパート6号館を廃止しようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について  
盛岡市児童館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例  
盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2
--------------	-----------------

第2条第2項中「盛岡市川目児童センター」を「児童館」に改め、同項の表に次のように加える。

盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室	盛岡市下飯岡10地割 178番地4
-------------------	-------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

土淵児童センター及び上飯岡児童センター飯岡分室を設置しようとするものである。

議案第 31 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について  
盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例  
盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表くろいしの保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

くろいしの保育園を廃止しようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について  
盛岡市墓園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例

盛岡市墓園条例（昭和38年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（開園時間）

第3条 墓園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第34条第1項第1号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第2号中「第9条」を「第10条」に改め、同項第3号中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第37条とする。

第33条を第36条とする。

第32条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第35条とする。

第31条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第16条の許可の申請を受理すること。

第31条第1項第2号から第12号までを削り、同項第13号中「第18条」を「第20条」に、「火葬許可証等」を「火葬許可証、改葬許可証又は焼骨の埋蔵、収蔵若しくは火葬の事実を証する書類」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第14号及び第15号を削り、第16号を第3号とし、同項第17号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条を第34条とする。

第30条を第33条とし、第26条から第29条までを3条ずつ繰り下げる。

第25条中「使用者等」を「使用者」に改め、同条を第28条とする。

第24条中「使用者等」を「使用者」に改め、同条を第27条とする。

第23条第1項を次のように改める。

焼骨が埋蔵されている墓地の使用者の住所が不明となった場合又は当該使用者が死亡し、墓地使用权を承継する者が不明となった場合において市長が行う墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第3条第2号に規定する手続は、当該住所が不明となったことを知った日又は当該死亡の日から7年を経過した時に行うものとする。

第23条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地使用权は消滅するものとする。

(1) 使用者の住所が不明となつた場合において、その住所が不明となつたことを市長が知つた日から8年を経過したとき。

(2) 使用者の死亡の日から8年を経過しても墓地使用权を承継する者がいないとき。

第23条を第26条とする。

第22条第1項及び第2項中「使用者等」を「使用者」に改め、同条を第25条とする。

第21条ただし書中「使用者等」を「使用者」に改め、同条を第24条とする。

第20条第1項中「使用者等」を「使用者」に、「第19条」を「第21条」に改め、同条を第23条とする。

第19条の2第3項中「使用者等」を「使用者」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「使用者等」を「使用者」に、「毎年度」を「毎年度、」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「使用者等」を「使用者」に、「又は改葬許可証を市長」を「改葬許可証又は焼骨の埋蔵、収蔵若しくは火葬の事実を証する書類を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する墓園にあつては、指定管理者）」に改め、同条を第20条とする。

第17条を第19条とする。

第16条中「使用者等」を「使用者」に、「第7条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削る。

第14条中「使用者等」を「使用者」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の制限）

第17条 墓地の使用は、使用者1人につき1区画とする。

2 前項の墓地には、第15条第1項の規定に基づき墓地使用权が承継された場合における墓地は含まないものとする。

3 墓地には使用者の親族以外の者の焼骨を埋蔵してはならない。ただし、特別の事情がある場合であつて市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第13条第1項中「次項に定める」を「次条第1項の規定に基づき承継する」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（墓地使用权の承継）

第15条 使用者に代わり祖先の祭祀を主宰すべき者となつた者は、当該使用者が死亡した場合に限り、当該使用者の墓地使用权を承継することができる。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、使用者が死亡した場合以外の場合であつても、当該使用者の墓地使用权を承継することができる。

2 前項の規定により墓地使用权を承継しようとする者は、承継に係る事由が生じた後、遅滞なく市長に申請し、その承認を受けなければならない。

第12条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第2項中「第6条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「若しくは第13条第2項の規定により墓地使用权を承継した者（）」を「（第15条第1項の規定により墓地使用权を承継した者を含む。）」に、「使用者等」を「使用者」に改め、同項第5号中「第16条」を「第18条」に改め、同項第6号中「（第23条第1項の規定に該当する場合を除く。）」を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用の目的）

第5条 墓地は、焼骨等を埋蔵するために使用するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

墓園の指定管理者の業務を見直すとともに、墓地における親族以外の者の焼骨の埋蔵の禁止、墓地使用权が消滅する場合における改葬に係る手続等について定めようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例について

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（副本部長であるものを除く。以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長、本部員のほか、必要な職員を置く。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。



附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、盛岡市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市石川啄木記念館条例について

盛岡市石川啄木記念館条例を次のとおり定めるものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市石川啄木記念館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、石川啄木記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 石川啄木に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うため、石川啄木記念館を次表のとおり設置する。

名称	位置
石川啄木記念館	盛岡市玉山区洪民字洪民9番地

(入館の許可等)

第3条 石川啄木記念館に入館しようとする者は、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する石川啄木記念館にあつては、指定管理者。以下第5条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、石川啄木記念館への入館が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石川啄木記念館の管理上適当でないとき。

3 教育委員会は、石川啄木記念館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第4条 石川啄木に関する資料の撮影、複写等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、石川啄木記念館の管理上必要があると認めるとき又は第3条第1項の許可を受けた者（以下「入館者」という。）若しくは前条第1項の許可を受けた者（以下「特別利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、第3条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を

変更し、又は行為の中止若しくは石川啄木記念館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により第3条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第3条第1項又は前条第1項の許可を受けた後において第3条第2項各号（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第3条第3項の条件に違反したとき。

（禁止行為）

第6条 入館者又は特別利用者は、石川啄木記念館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

（入館料）

第7条 入館者（展示室に入室する者に限る。）から別表に定める入館料を徴収する。

- 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。
- (2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が入館するとき。
- (3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

（入館料の不還付）

第9条 既納の入館料は、還付しない。ただし、入館者の責めに帰することができない理由により石川啄木記念館に入館できなかったときその他特別の理由があると市長が認めるときは、入館料の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第10条 入館者又は特別利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第11条 石川啄木記念館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この

限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 石川啄木記念館の管理について、法第 244条の 2 第 3 項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第13条 教育委員会は、前条第 2 項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第 244条の 2 第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第14条 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者の行う石川啄木記念館の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第16条 石川啄木記念館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の許可を行うこと。

(2) 第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項又は第 4 条第 1 項の許可をしないこと。

(3) 第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項又は第 4 条第 1 項の許可に条件を付すること。

(4) 第 5 条の規定に基づき、第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の許可を取り消し、第 3 条第 3 項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは石川啄木記念館からの退去を命ずること。

(5) 教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。

(6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館すること。

- (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
  - (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、石川啄木記念館の管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 入館者及び特別利用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他教育委員会が必要があると認めた事項

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、第7条から第9条までについて必要な事項は市長が、その他石川啄木記念館の管理について必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第12条及び第13条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 盛岡市博物館等共通使用料条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 石川啄木記念館

第5条に次の1号を加える。

- (7) 盛岡市石川啄木記念館条例（平成25年条例第 号）第7条

別表（第7条関係）

区 分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)

一般	300円	240円
高等学校生徒	200円	160円
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円

備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

提案理由

石川啄木記念館の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 35 号

盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について

盛岡市・玉山村新市建設計画の一部を次のとおり変更するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第5章3の表中

生涯スポーツの振興	生涯スポーツ推進事業	新市	盛岡, 玉
	※ 社会教育施設整備事業	新市	玉山
	※ 運動公園整備事業	新市	玉山

山

を

生涯スポーツの振興	生涯スポーツ推進事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 生涯スポーツ施設整備事業	新市	盛岡
	※ 社会教育施設整備事業	新市	玉山
	※ 運動公園整備事業	新市	玉山

に

改める。

第5章4の表中

環境との共生	自然環境調査事業	新市	盛岡, 玉
--------	----------	----	-------

山

を

環境との共生	自然環境調査事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 生出地域エコタウン事業	新市	玉山

に

改める。

第7章3の表を次のように改める。

### 3 歳入及び歳出の推移

(単位：百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	市 税	40,604	43,204	42,921	41,044	40,577	40,296	39,548	40,070	39,748	38,644
	地方交付税	13,780	13,096	15,632	16,908	19,027	19,105	18,982	18,375	18,982	19,082
	国・県支出金	13,802	16,149	15,345	24,683	23,435	24,939	24,906	23,029	23,815	24,657
	地 方 債	13,400	9,985	8,914	10,021	10,902	13,546	12,699	11,361	11,630	11,415
	そ の 他	21,259	15,964	12,581	15,666	13,177	16,285	14,303	10,598	10,285	10,497
	計	102,845	98,398	95,393	108,322	107,118	114,171	110,438	103,433	104,460	104,295
歳出	義務的経費	48,978	49,588	50,200	52,126	56,044	57,641	57,834	56,463	56,397	57,299
	人件費	17,114	17,172	16,936	17,084	16,257	16,575	16,773	15,774	15,919	16,378
	扶助費	16,178	17,141	17,886	19,488	24,079	25,558	26,254	26,263	26,803	27,424
	公債費	15,686	15,275	15,378	15,554	15,708	15,508	14,807	14,426	13,675	13,497
	投資的経費	13,237	14,546	12,498	17,252	12,121	17,543	15,275	12,815	13,955	13,035
	そ の 他	37,922	32,819	31,788	37,680	36,172	36,873	37,329	34,155	34,108	33,961
	計	100,137	96,953	94,486	107,058	104,337	112,057	110,438	103,433	104,460	104,295

(単位：百万円)

区 分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18～27年度	18～32年度
歳入	市 税	38,445	38,134	37,089	36,943	36,687	406,656	593,954
	地方交付税等	18,905	18,750	18,595	18,441	18,286	172,969	265,946
	国・県支出金	24,882	25,048	25,151	25,257	25,367	214,760	340,465
	地 方 債	11,358	11,301	11,244	11,188	11,132	113,873	170,096
	そ の 他	10,459	10,890	10,884	11,122	11,868	140,615	195,838
	計	104,049	104,123	102,963	102,951	103,341	1,048,873	1,566,300
歳出	義務的経費	57,740	58,480	57,971	58,353	58,904	542,570	834,018
	人件費	15,712	15,995	15,387	15,374	15,413	165,982	243,863
	扶助費	27,938	28,342	28,368	28,585	28,804	227,074	369,111
	公債費	14,090	14,143	14,216	14,394	14,687	149,514	221,044
	投資的経費	12,042	11,982	11,523	11,215	11,139	142,277	200,178
	そ の 他	34,267	33,662	33,469	33,383	33,298	352,807	520,886
	計	104,049	104,123	102,963	102,951	103,341	1,037,654	1,555,081

※ この計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。



第7章4(2)の表を次のように改める。

区分	金額	摘要
合併特例債(95%)発行見込額	174億3,100万円	借入上限額は182.5億円
うち合併効果事業(新規発行)分	92億9,900万円	
うち通常債振替事業分	81億3,200万円	
元利償還金	195億8,400万円	
交付税算入(70%)	137億 900万円	

※ 通常債振替事業分には、合併特例債と通常債との差額分8億6,500万円が含まれています。

#### 提案理由

盛岡市・玉山村新市建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりその効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 36 号

新庄・浅岸边地総合整備計画について

新庄・浅岸边地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

新庄・浅岸边地総合整備計画

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 新庄（字銭掛 字小貝沢 字中津川） 浅岸（字綱取  
字貝田 字木々塚 字下大葛 字上大葛 字元信 字赤  
重 字鍋倉 字大志田 字大志田川 字大志田頭）

(2) 辺地の中心の位置 盛岡市浅岸字綱取34番地 145

(3) 辺地度点数 104点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市	5,738		5,738	5,600
合 計		5,738		5,738	5,600

提案理由

新庄・浅岸边地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

築川・川目辺地総合整備計画について

築川・川目辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

築川・川目辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 築川第1地割から第7地割まで 川目第1地割から第3地割まで
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市川目第2地割9番地1
- (3) 辺地度点数 109点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

地域における災害救急対策活動の中核機能を維持するため、老朽化が著しい消防屯所を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市	17,524		17,524	17,500
合 計		17,524		17,524	17,500

提案理由

築川・川目辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

乙部・大ケ生辺地総合整備計画について

乙部・大ケ生辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成25年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

乙部・大ケ生辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 乙部19地割から21地割まで 大ケ生 1 地割から32地割まで
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市乙部19地割54番地 4
- (3) 辺地度点数 109点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は市の南東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

当地域内の一部の生活用道路について、幅員が狭く、安全な交通に支障をきたしていることから、安全確保のための施設を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	127,000		127,000	127,000
合 計		127,000		127,000	127,000

提案理由

乙部・大ケ生辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

藪川辺地総合整備計画の変更について

平成23年6月29日議会の議決を得た議案第90号藪川辺地総合整備計画の一部を次のとおり変更するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

3の表中

地場産業振興施設	盛岡市	36,100		36,100	36,000
合 計		451,623	203,906	247,717	247,200

を

地場産業振興施設	盛岡市	90,223	4,000	86,223	83,100
合 計		505,746	207,906	297,840	294,300

に改める。

提案理由

藪川辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第9項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 40 号

財産の譲与について

次のとおり建物を譲与するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 建物の所在・種別・数量

盛岡市下飯岡8地割99番

木造平屋建 1棟760.37平方メートル

2 評 価 額 23,678,000円

3 譲与の相手方 盛岡市西仙北一丁目36番10号

社会福祉法人本宮福祉会 理事長 鎌 田 広 基

4 譲与の条件 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可保育所を運営すること。

(2) 第三者に対し、貸し付け、又は譲渡しないこと。

提案理由

飯岡保育園の建物を社会福祉法人本宮福祉会へ譲与するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 41 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成25年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成25年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 岩手県陸前高田市 XXXXXXXXXX  
氏名 佐 藤 公 哉  
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。